

万引きについて確認しよう

理由を含めて答えを書こう。



Q1 見つかってもお金を払えばよいでしょうか。 A1 _____

Q2 見張りをするだけなら悪くないでしょうか。 A2 _____

Q3 友達が万引きしたことは、内緒にしてもよいでしょうか。 A3 _____

私は絶対万引きをしない宣言!

私は、いかなることがあろうと、絶対万引きはしません!
なぜなら

月 日 氏名

万引きについて確認しようのヒント

A1 → お金を払っても、万引きしたことに変わりはありません。

A2 → 見張りは万引きを助けることになってしまいます。

A3 → 万引きの後押し(応援)になってしまいます。

【★考えてみよう①】の答え

1冊売ると400円-310円=90円

万引きされた場合は310円の損だから、310円÷90円≒3.4冊以上が必要

実際には4冊売らないと万引きされた分を補えない。

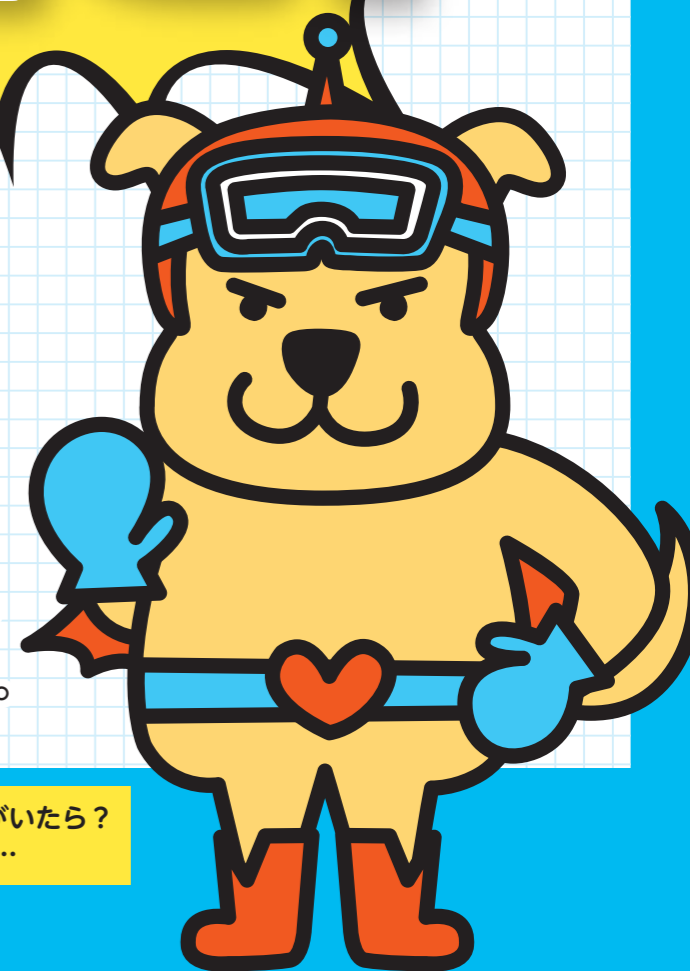


NO! 万引き!

万引きは「窃盗罪」という犯罪です!

【窃盗罪(刑法235条)】

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



万引きしようと誘われたらどうする? 万引きしている友達がいたら? 以前、万引きしたことがあるけど、今も気になって...

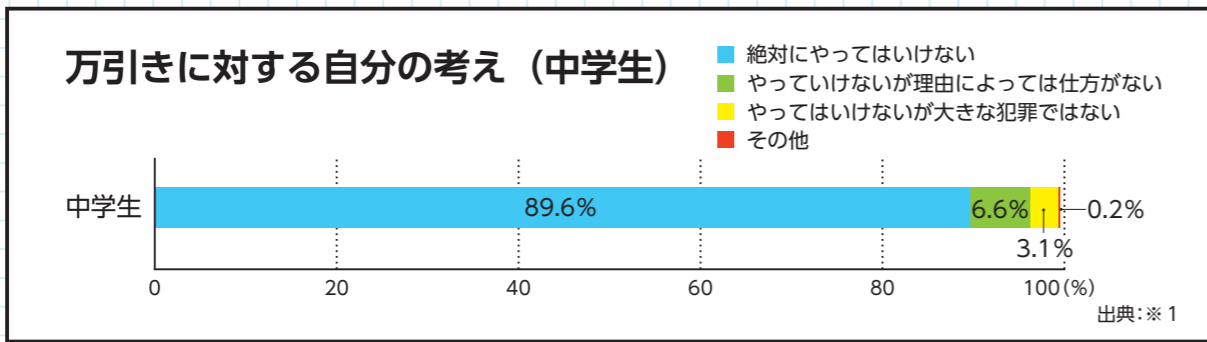
こんな時は、一人で悩まないで

相談先一覧

- ヤングテレホンコーナー(警視庁少年相談室) ☎03-3580-4970 24時間
- 東京都児童相談センターよいこに電話相談 ☎03-3366-4152 9:00~21:00(月~金)
9:00~17:00(土・日・祝日)
- 東京都教育相談センター電話相談 ☎03-3360-8008 9:00~21:00(月~金)
9:00~17:00(土・日・祝日)

このリーフレットに関するお問い合わせは、東京都青少年・治安対策本部青少年課 ☎03-5388-3187

万引きはどれくらいいけないの？



中学生のほとんどの人が万引きはやってはいけないと思っています。しかし、「絶対やってはいけない」を選んでいない人もいます。

万引きするとどうなるの？

万引きは、他人の物を断りなく持ち帰った行為として窃盗罪に当てはまり、刑法という法律で10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すると定められた重い罪なのです。

ケース

書店でコミック3冊（1,170円）を万引きした女性は、懲役1年、執行猶予3年（刑を実際に行うのを延ばし、問題なく3年間を過ごせば刑を与えない）の有罪判決を受けた。

懲役刑とは別に書店は、以前から盗まれた本代、同店で女性を捕えるために雇った監視要員費、防犯ミラー設置費、従業員が警察の事情聴取で時間を取られた分の利益の損失などについて裁判所に損害賠償請求し、女性は計7万2,480円を支払うことになった。



子供でも万引きは通報されるの？

中学生へのアンケートでは、約4分の1が「万引きをした子供を捕まえた店は、警察に通報すべきだと思いますか。」という質問に対し、「そう思わない」と答えています。

しかし、お店で万引きがあった場合は、警察への届出を徹底することになっています。そのため、万引きを見つけたお店は、犯人が子供であっても必ず警察に通報することになっています。「子供だから警察には通報されないだろう。」「反省の態度を示せば許してもらえるだろう。」などの甘い考えや泣き落としは通用しません。

万引きをした子供を捕まえた店は、警察に通報すべきだと思いますか。（中学生へのアンケート） 出典：※2

そう思う	そう思わない	無回答	合計
73.4%	24.8%	1.8%	100%



出典：※1 ※2 （特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構）第11回万引に関する全国青少年意識調査分析報告書（平成28年6月）より

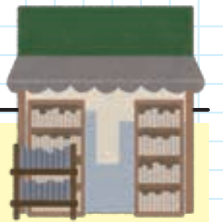
★考えてみよう①

1冊400円のコミックが万引きされました。本屋は310円で仕入れたとすると、同じコミックを何冊売れば損失を取り戻すことができるでしょうか？

答え

冊以上

万引きに誘われたら



ある日の放課後、マサオは、いつものように体の大きいケンタとけんかつ早いジロウといっしょに帰っていた。

ケンタは「スラムピースの86巻が今日発売される日なんだけど、簡単に万引きできる店があるんだ。これから一緒に行かないか。」と言った。

ジロウは、「おれも読みたい。他のもあるといいからマサオもいっしょにやろうぜ！」とマサオに言った。

マサオは、突然だったのでびっくりして立ち止まった。

そのとき、ケンタから、「マサオは、度胸がないからできないのか?!」と言われた。

★考えてみよう②

マサオは、その後どうしたらよいと思いますか？

自分の考えと理由をグループで発表し合い、万引きに誘われたときどうすればよいか、話し合いましょう。

万引きに誘われたときどうすればよいか

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

